

紫波町地域再犯防止推進計画 (素案)

紫 波 町
令和 6 年 9 月

目 次

第1 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 再犯防止対策の対象者 1
- 4 計画の期間 1

第2 基本方針

- 1 誰もが人権を尊重し、共に支え合う社会の実現 2
- 2 犯罪をした者等の責任と犯罪被害者への理解 2
- 3 実態を踏まえた効果的な施策の実施 2
- 4 町民の理解が得られる活動の推進 2

第3 取組重点

- 1 住居の確保支援 2
- 2 就労支援の推進 2
- 3 保健医療・福祉サービス利用の促進 2
- 4 青少年の非行防止と修学支援の実施 3
- 5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進 3
- 6 国や県及び各関係機関等との連携強化 3

第4 具体的な取組

- 1 住居の確保支援のための取組 3
- 2 就労支援の推進のための取組 3
- 3 保健医療・福祉サービス利用の促進のための取組 4
- 4 青少年の非行防止と修学支援の実施のための取組 5
- 5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組 6
- 6 国や県及び各関係機関等との連携強化のための取組 7

第5 推進体制

- 1 推進体制 8
- 2 所管部署 8

付属資料

- ・資料 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）
- ・資料 1－2 岩手県刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ・資料 1－3 紫波警察署内刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ・資料 2 特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（全国）
- ・資料 3 新受刑者中の再入者及び再入者率（全国）
- ・資料 4 出所受刑者の 2 年以内再入所者及び 2 年以内再入率（全国）
- ・資料 4－2 出所受刑者の 2 年以内入所者数の推移（グラフ）
- ・資料 4－3 出所受刑者の 2 年以内再入率の推移
- ・資料 4－4 出所受刑者の 2 年以内再入率の推移（出所自由別）
- ・資料 5 再犯の悪循環イメージ図
- ・資料 6 少年院出院者の 2 年以内再入院率
- ・資料 6－1 少年院出院者の 2 年以内再入院率の推移（グラフ）
- ・資料 7 再犯の防止等の推進に関する法律（概要）

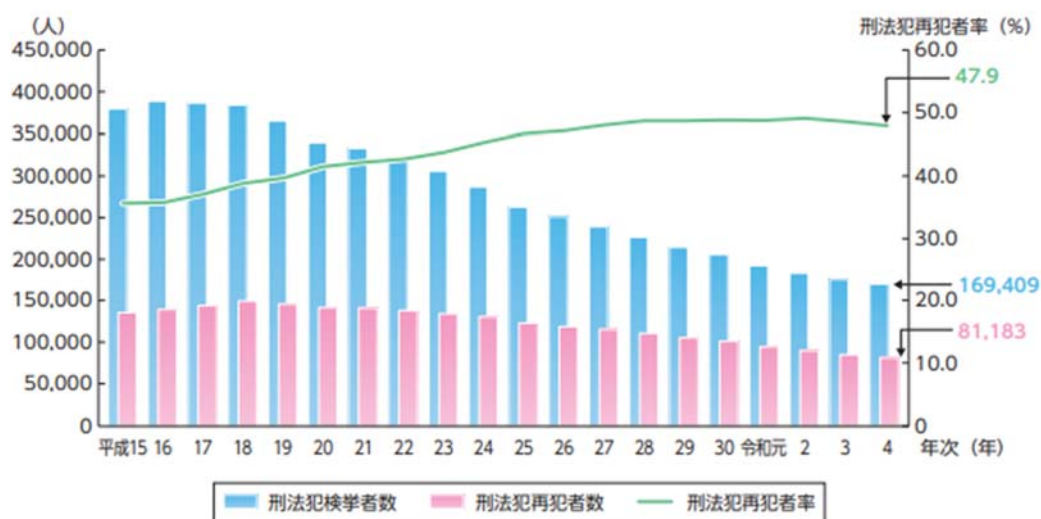
第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数は減少している一方で、検挙人数に占める再犯者の人員比率は近年まで一貫して上昇し続けるなど、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、2016年（平成28年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」と言う）が制定、施行されました。

同法8条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、紫波町においても、誰もが人権を尊重し、罪を犯した者等へ公正な福祉支援を行うことで、円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止することにより、町民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、紫波町地域再犯防止推進計画を策定します。

全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(出典：令和5年版再犯防止推進白書)

2 計画の位置付け

この計画は、推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

3 再犯防止対策の対象者

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ）若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）とします※。

※推進法第2条第1項に規定のとおり。

4 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

第2 基本方針

国において策定された再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）を踏まえ、次の方針に基づき取り組みます。

1 誰もが人権を尊重し、共に支え合う社会の実現

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、「誰もが人権を尊重し、共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」に向け、国や県、民間団体、地域住民と連携して、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

2 犯罪をした者等の責任と犯罪被害者への理解

再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財政的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が、存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

3 実態を踏まえた効果的な施策の実施

再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態を踏まえ、必要に応じて、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体、その他の関係者から意見聴取するなどして、見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとします。

4 町民の理解が得られる活動の推進

町民にとって再犯の防止等に関する施策が身近なものでないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを分かりやすく広報等を行うことにより、広く町民の関心と理解が得られるものとします。

第3 取組重点

1 住居の確保支援

犯罪をした者等が安定した生活を送るためには、拠点となる住居の確保が不可欠です。刑務所等を出所後、居住先が確保されないまま社会に出ては不安を抱え、短い期間で再犯に至ることも多く、誰もが安心して暮らせる住居の確保を目指します。

2 就労支援の推進

立ち直ろうとする犯罪をした者等の就労は容易ではないことから、適切な就労に関する情報と機会を提供し、継続して支援を行うことで、安定した就労の場が確保されることを目指します。

3 保健医療・福祉サービス利用の促進

保護観察所や保護司会などの関係団体と連携を強化するとともに、行政サービスや福祉サービスなどを必要としている人に対し、公平で確実なサービスを提供し息

の長い支援を目指します。

4 青少年の非行防止と修学支援の実施

支援を必要とするすべての人をサポートする体制を整えることで、一人ひとりが尊重され、非行を防ぎ、学ぶ機会を得て、誰もが地域でいきいきと暮らし続けられるまちの実現を目指します。

5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

民間協力者の方々との協力により、更生保護活動を促進すると共に、罪を犯した者たちの更生について、地域の理解を深めることで、立ち直ろうとする人を受け入れ、見守るまちの実現を目指します。

6 国や県及び各関係機関等との連携強化

犯罪をした者等の情報や支援のノウハウを備える関係機関が連携し、切れ目のない支援を目指します。

第4 具体的な取組

1 住居の確保支援のための取組

(1) 現状と課題

ア 犯罪をした者等の中には、適当な帰住先が確保されない者が多く存在している。住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止の上で重要である。

イ 保証人を引き受ける者がおらず、または経済的な理由などで、民間家賃保証会社の利用ができないことにより、賃貸住宅の契約ができない犯罪をした者等に対し、適切な住居を確保する必要がある。

ウ 障がいや高齢により、自立した生活を送ることが難しい者の、住居を確保する必要がある。

(2) 町の取組

※以下「《 》」書きは、それぞれの「町の取組」に対応する課題を示したもの。

ア 町営住宅の提供（都市計画課）《 1 - (1) - ア、イ 》

住居に困っている方に安い家賃で入居することを目的とし、法令等で定められた範囲において、住宅を提供します。

イ 介護施設入所希望者への支援（長寿介護課）《 1 - (1) - ウ 》

犯罪をした者等が、障がいや高齢により、自立した生活を送ることが難しい状況で介護施設などへの入所を希望する場合、施設所属のケアマネージャーが相談を受け、必要な施設入所などの支援を行います。

2 就労支援の推進のための取組

(1) 現状と課題

ア 自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、離職してしまう

場合があることから、新たな就労先の開拓が求められる。

イ 犯罪をした者等であることへの先入観により、就労先を見つけることが困難であることから、雇用主の理解が重要となる。

ウ 求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有しておらず、就職につながらないことから、適切な就労訓練等を実施する必要がある。

エ 犯罪をした者等において、障がいのある人が、必要な支援を受けられず、その特性にあった就労ができていないことから、適切な福祉サービス及び中間就労の提供が求められる。

(2) 町の取組

ア 就労支援の充実（商工観光課）≪ 2 - (1) - ア、イ ≫

公共職業安定所（以下ハローワークと記載）や町内企業等と連携して就職情報の提供を行い、就労の定着を図ります。就労及び受け入れの希望があった場合は、両者をマッチングさせるための情報提供を実施します。

イ 就労支援事業の普及啓発（紫波地区更生保護サポートセンター）≪ 2 - (1) - ア、イ ≫

法務省が推薦する協力雇用主制度や受刑者等雇用相談窓口「コレワーク東北等関係機関と連携した広報と周知に努めます。

ウ 事業主等の先入観の払拭（人権擁護委員会・健康福祉課）≪ 2 - (1) - イ ≫

犯罪をした者等であることへの先入観を排除するため、町広報誌の活用や各種会合、イベント等あらゆる機会において、事業主や広く町民へ人権尊重への理解を深め、雇用の確保に努めます。

エ 職業訓練情報の提供（商工観光課）≪ 2 - (1) - ウ ≫

すぐには就労が難しい場合、就職に向けた知識や技術などを習得することができる公的制度（ハロートレーニング）の活用により、ハローワークと連携した手厚い就労支援を行います。

オ 障がい者の就労支援（健康福祉課）≪ 2 - (1) - エ ≫

ハローワークや岩手県障がい者職業センター、盛岡広域圏障がい者就業・生活支援センター、岩手県福祉人材センターなど関係機関との連携により、障がい者の就労に関する窓口の充実を図るとともに、障がいの特性に合った雇用の拡大を図ります。

知的障がい者の自立更生に理解ある町内事業所と連携を密にし、生活能力や技術の習得に向けた訓練を推進します。

3 保健医療・福祉サービス利用の促進のための取組

(1) 現状と課題

ア 犯罪をした者等は、困窮や住居、障がい、高齢、社会的孤立等複合的な課題を有していることが多く、多分野の専門機関が連携して支援する必要がある。

- イ 高齢の犯罪をした者等について、刑務所などを出所後2年以内に再び入所する割合が、全世代の中で最も高いことから、適切な支援の提供が求められる。

(2) 町の取組

ア 相談支援体制の充実（社会福祉協議会）《3-(1)-ア》

社会生活の変容に伴い複雑化・複合化する福祉課題に対し、制度の狭間を超え、断らない相談支援体制を整備・充実させ、社会とのつながりを回復するための重層的支援体制整備事業により、包括的な参加支援を実施します。

イ 地域生活支援事業（健康福祉課）《3-(1)-ア》

障がい者が地域生活を円滑に送るため、障がい者や障がい児の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い適切な支援につなげるほか、関係機関との連携調整などの援助を実施します。

ウ 地域包括支援センター（長寿介護課）《3-(1)-ア、イ》

高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しており、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、各種相談申請受理など総合的な支援を行っています。

エ 自立支援医療（健康福祉課）《3-(1)-ア》

精神疾患のために指定自立支援医療機関に通院している中で、一定の精神・神経疾患のための通院に要する医療費の自己負担額の一部を公費で負担し自立を助けます。

4 青少年の非行防止と修学支援の実施のための取組

(1) 現状と課題

- ア 非行の防止に向けた取り組みについて、学校において啓発活動を実施しているが、社会全体で取り組む必要がある。特に再犯率が高いとされる薬物犯罪は、SNS等を介した興味本位からなる青少年への広がり、その他各種犯罪被害の発生など、地域社会との連携した取り組みが必要である。

- イ 非行少年の多くは、高校へ進学していない、又は高校を中退していることが多いことから、学習支援の対応が求められている。

(2) 町の取組

ア 少年非行の防止（消防防災課）《4-(1)-ア》

「紫波町少年補導センター」を設け、少年補導委員※、による街頭巡回活動、悩みごとや非行に関する少年相談、必要に応じて助言を行う等の継続した活動を実施します。

※少年補導委員：学校の教員や行政などの関係機関や補導業務に適任と認められる者から町長により委嘱された者で、問題行動のある少年に対し注意や助言などの活動を行う。

イ 健全育成（学校教育課）《4-(1)-ア》

紫波町内児童生徒の健全育成を図るため、「紫波町生徒指導推進協議会」を組織し、その中核となり、関係機関、地域社会の組織と連携を図り、生徒指導を広域的、総合的に進め、その充実強化を図ります。

ウ 薬物乱用防止の啓発（消防防災課）≪ 4 - （１） - ア ≫

薬物乱用防止指導員※や関係機関、団体と連携し、チラシ配布等により薬物乱用防止広報活動やパトロール活動による啓発活動を実施します。

※薬物乱用防止指導員：県民の薬物乱用防止を図るため、岩手県知事より委嘱されたもので、各種広報活動やパトロール活動を行います。

エ 就学援助制度（教育総務課）≪ 4 - （１） - イ ≫

生活保護世帯及び生活保護に準じる生活に困窮した世帯の児童・生徒の保護者に対し、給食費、学用品費等、就学に必要な経費を支給します。

オ 奨学金（教育総務課）≪ 4 - （１） - イ ≫

紫波町居住者（就学のため町内から転出した者を含む）で、高等学校、大学及び専修学校等に進学を希望又は在学し、当町の奨学金の貸し付けを希望する者に必要な資金の貸し付けを行います。

5 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進のための取組

（１）現状と課題

ア 当町の再犯の防止等に関する活動は、保護司※、更生保護女性の会※等の更生保護ボランティア団体等の協力により支えられてきたが、担い手が不足しており、活動の周知等による担い手の確保が求められる。

イ 再犯の防止等に関する取組が、町民にとって必ずしも身近でないため、再犯の防止等に関する取り組みに関する関心と理解を得にくいことから、効果的な広報を実施する必要がある。

※保護司：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会で支える民間のボランティア。

※更生保護女性の会：地域社会の犯罪等の未然防止のための啓発活動を行うと共に青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等の改善や更生に協力することを目的とするボランティア団体。

（２）町の取組

ア 紫波町保護司会への協力（消防防災課）≪ 5 - （１） - ア ≫

紫波町保護司会に対し、運営費補助金を交付すると共に、保護司の担い手不足解消のための広報啓発活動を実施します。

イ 岩手県更生保護協会への協力（消防防災課）≪ 5 - （１） - ア ≫

更生保護法人岩手県更生保護協会に対し、運営費補助金を交付します。

ウ 紫波町更生保護女性の会への協力（社会福祉協議会） ≪ 5 - （１） - ア ≫

紫波町更生保護女性の会、における更生保護ボランティアの活動について広く周知し、町民の理解の促進に努めます。

エ 社会を明るくする運動※の推進（消防防災課）≪ 5 - (1) - イ ≫

町長が“社会を明るくする運動”紫波町推進委員会委員長を担い、国や県及び更生保護関係団体等と協力し、市民の犯罪や非行の防止と更生に関する理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く運動を推進します。

※社会を明るくする運動：国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

オ 再犯防止の推進に対する町民理解の増進（消防防災課）≪ 5 - (1) - イ ≫

再犯防止の推進は、犯罪をした者等への支援により生活が安定することで、新たな犯罪を抑制し、ひいては、安全・安心なまちづくりに寄与するということについて、町民の理解を深めてもらうことが極めて重要であることから、再犯防止事業の重要性を町民に周知します。

6 国や県及び各関係機関等との連携強化のための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした者等への支援は、国が刑事司法手続の枠組みの中で実施してきたが、矯正施設等を出所して地域生活に戻った際には、積極的な支援は行われてこなかった。また、犯罪をした者等の情報や支援のノウハウ、知見が十分でなく適切な支援を実施できなかったことから、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施する必要がある。

(2) 町の取組

ア 関係機関との連携の強化（消防防災課）≪ 6 - (1) ≫

犯罪をした者等が地域定着の実現のため支援を必要とする場合は、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター※その他の関係機関と連携し、伴走型の支援を実施します。

また、紫波町が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、各関係機関との情報共有を図ります。

※地域生活定着支援センター：都道府県に設置され、矯正施設等の出所者のうち高齢又は、障がいのある人が適切な福祉サービスを受けられるよう支援する機関。

(厚生労働省HPより)

イ 民生児童委員への取組（消防防災課）≪ 6 - (1) ≫

地域の最も身近な相談相手である民生児童委員を対象に、再犯防止及び更生保護に関する情報を提供し、犯罪をした者等の地域生活の定着を支援します。

ウ 庁内連携の強化（関係各課）≪ 6 - (1) ≫

庁内関係各課相互の連携の場を活用し、関係各課において再犯防止推進に必要な知識・知見の向上を図るとともに、情報共有を密にして、関係各課が担当する

事業の有効活用を図ります

第5 推進体制

1 推進体制

この計画を推進し、「誰もが安心して暮らせる地域社会」を実現するため、関係機関を構成員とする「紫波町地域再犯防止推進計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、本計画の進捗管理、支援体制等について協議を行います。併せて、庁内の関係各課による再犯防止を推進するための連携と情報の共有を図り、各部署の事業を有効に活用しながら計画を推進します。

2 所管部署

委員会の設置は、具体的に「設置要綱」を作成し、その庶務は、紫波町企画総務部消防防災課が行う。

紫波町地域再犯防止推進計画支援（関係）機関

- 1 法務省 盛岡保護観察所
〒020-0023 住所 盛岡市内丸 8 番 2 0 号 盛岡法務合同庁舎内
電話 019-624-3395
- 2 紫波地区更生保護サポートセンター
〒028-3304 住所 紫波町二日町字古館 356-1 総合福祉センター内
電話 019-601-7624
- 3 紫波町更生保護女性の会
〒028-3304 住所 紫波町二日町字古館 356-1 総合福祉センター内
電話 019-672-3258
- 4 紫波町社会福祉協議会
〒028-3304 住所 紫波町二日町字古館 356-1 総合福祉センター
電話 019-672-3258
- 5 紫波町民生児童委員協議会
〒028-3304 住所 紫波町二日町字古館 356-1 総合福祉センター内
電話 019-672-3258
- 6 紫波町
〒028-3392 住所 紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1
電話 019-672-2111
生活部健康福祉課 (保健医療・福祉サービス支援)
産業部商工観光課 (就労支援)
建設部都市計画課 (住居支援)
教育部教育総務課 (修学支援)
企画総務部消防防災課 (総合支援)

相談窓口

(就職相談)

- 1 認定 NPO 法人 岩手県就労支援事業者機構
〒020-0887 住所 盛岡市松尾町 1 7 - 9 電話 019-681-7940
(薬物等の相談)
- 2 岩手県精神保健福祉センター
〒020-0015 住所 盛岡市本町通 3 - 1 9 - 1 電話 019-629-9617

資料1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

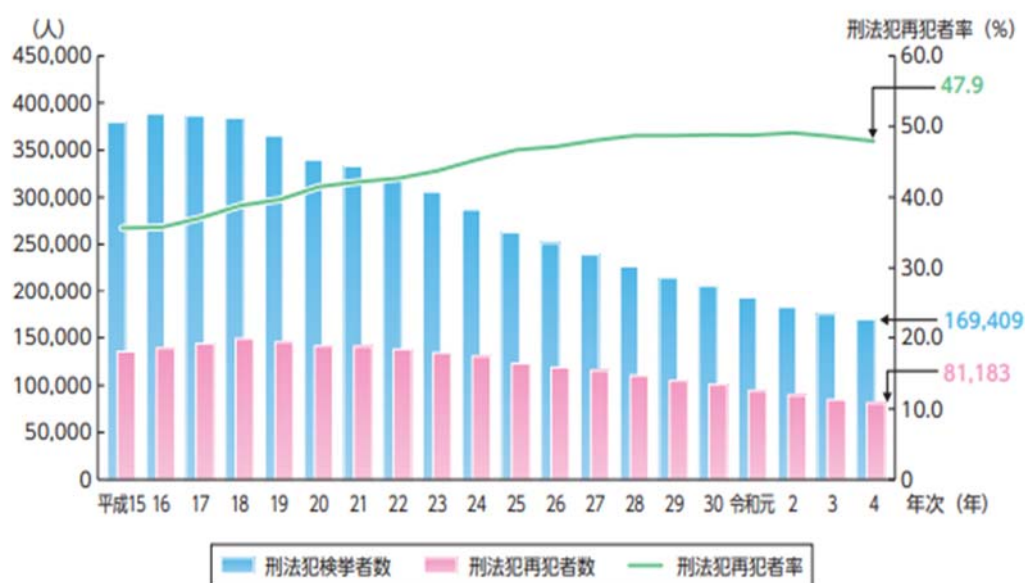
（平成15年～令和4年）

年 次	刑法犯検挙者数	刑法犯再犯者数	刑法犯再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1
3	175,041	85,032	48.6
4	169,409	81,183	47.9

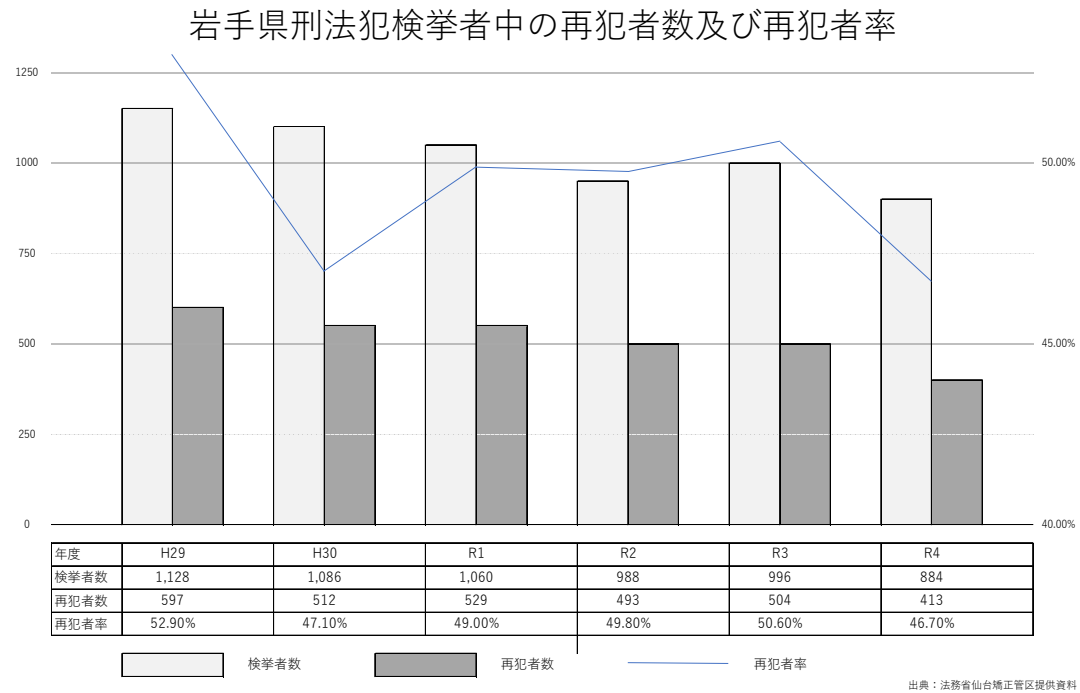
注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「刑法犯再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

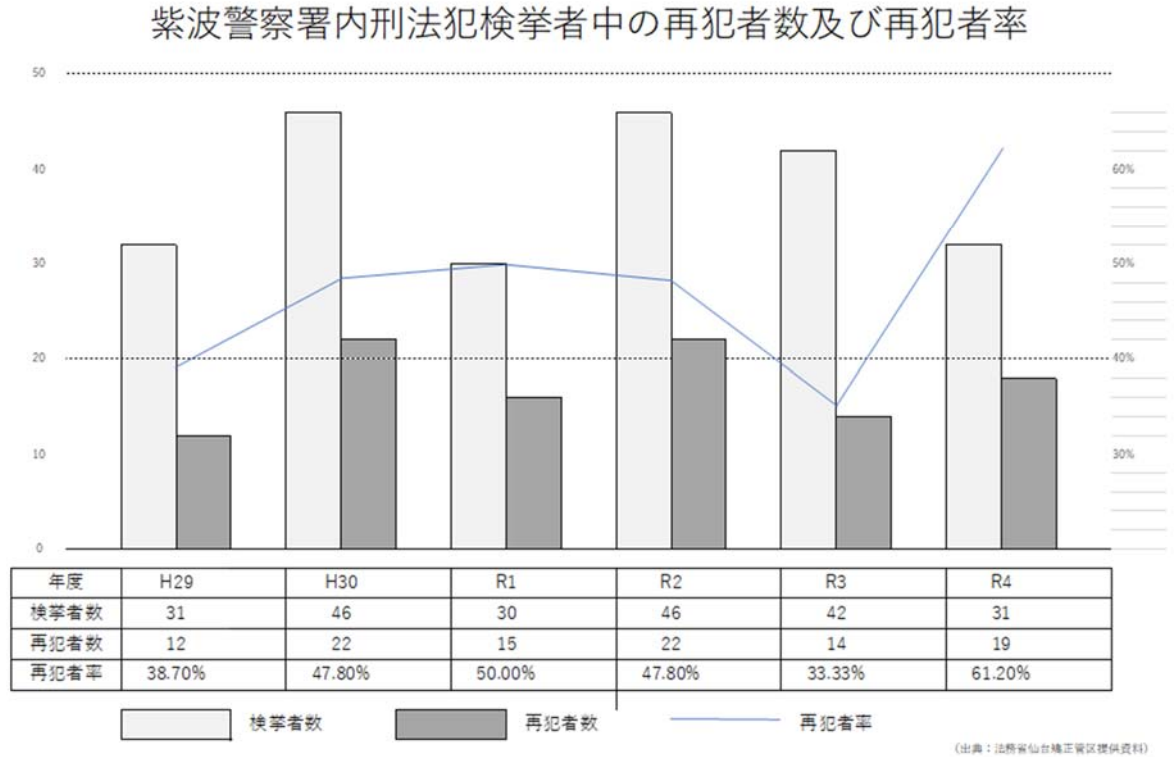
3 「刑法犯再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合をいう。



資料１－２ 岩手県刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料１－３ 紫波警察署内刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料2 特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率（全国）

参考

特別法犯検挙者中の再犯者数及び再犯率

（平成30年～令和4年）

年次	特別法犯検挙者数	特別法犯再犯者数	特別法犯再犯率
平成30年	62,894	27,070	43.0
令和元年	61,814	25,818	41.8
2	61,345	25,758	42.0
3	58,156	24,594	42.3
4	55,639	22,457	40.4

注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「特別法犯再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「特別法犯再犯率」は、特別法犯検挙者数に占める特別法犯再犯者数の割合をいう。



資料3 新受刑者中の再入者及び再入者率（全国）

（平成30年～令和4年）

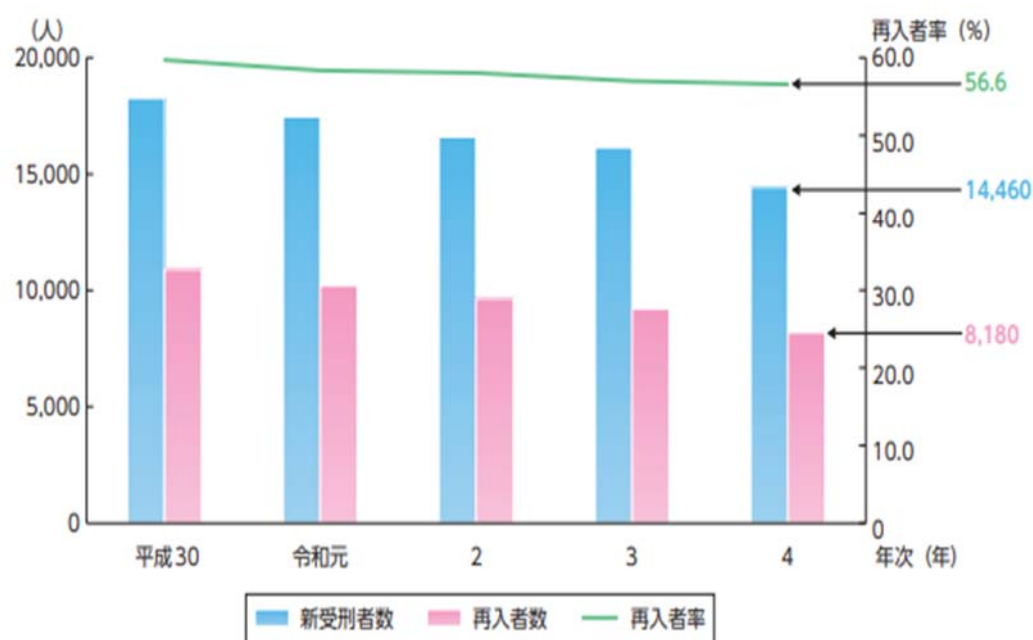
年次	新受刑者数	再入者数	再入者率
平成30年	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3
2	16,620	9,640	58.0
3	16,152	9,203	57.0
4	14,460	8,180	56.6

注 1 法務省・矯正統計年報による。

2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2022年（令和4年）は8,180人であった。

再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、2022年（令和4年）は56.6%と前年（57.0%）よりも0.4ポイント減少した。

資料４ 出所受刑者の２年以内再入所者及び２年以内再入率（全国）

（平成15年～令和3年）

年次 (出所年)	出所受刑者数	2年以内再入者数		うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
		うち満期釈放 等出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者		
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)
2	18,923	7,728	11,195	2,863 (15.1)	1,749 (22.6)
3	17,793	6,963	10,830	2,515 (14.1)	1,504 (21.6)

注 1 法務省・矯正統計年報による。

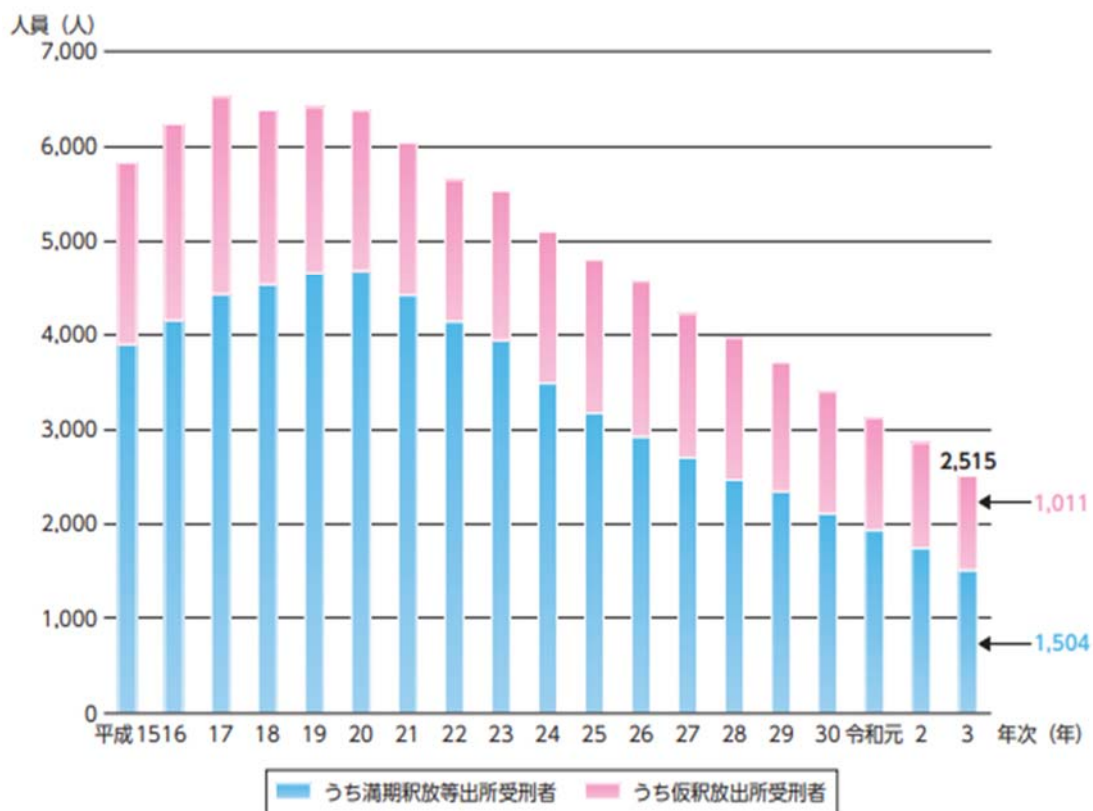
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

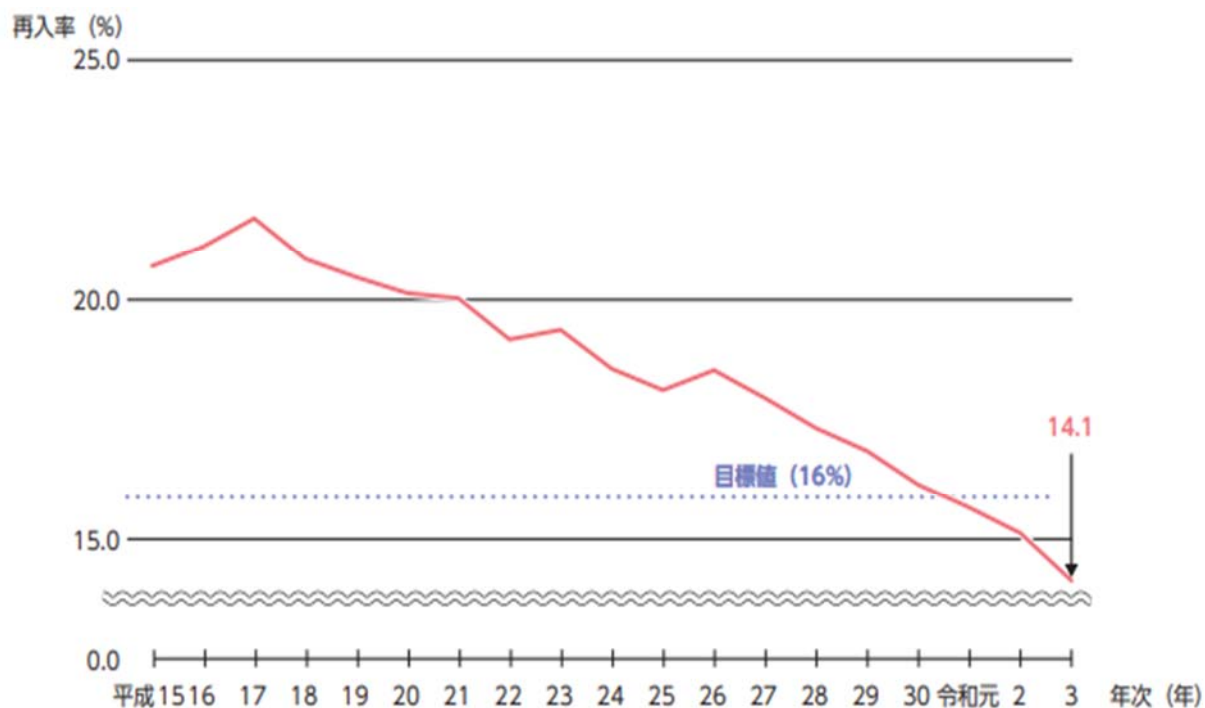
3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。

4 （ ）内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

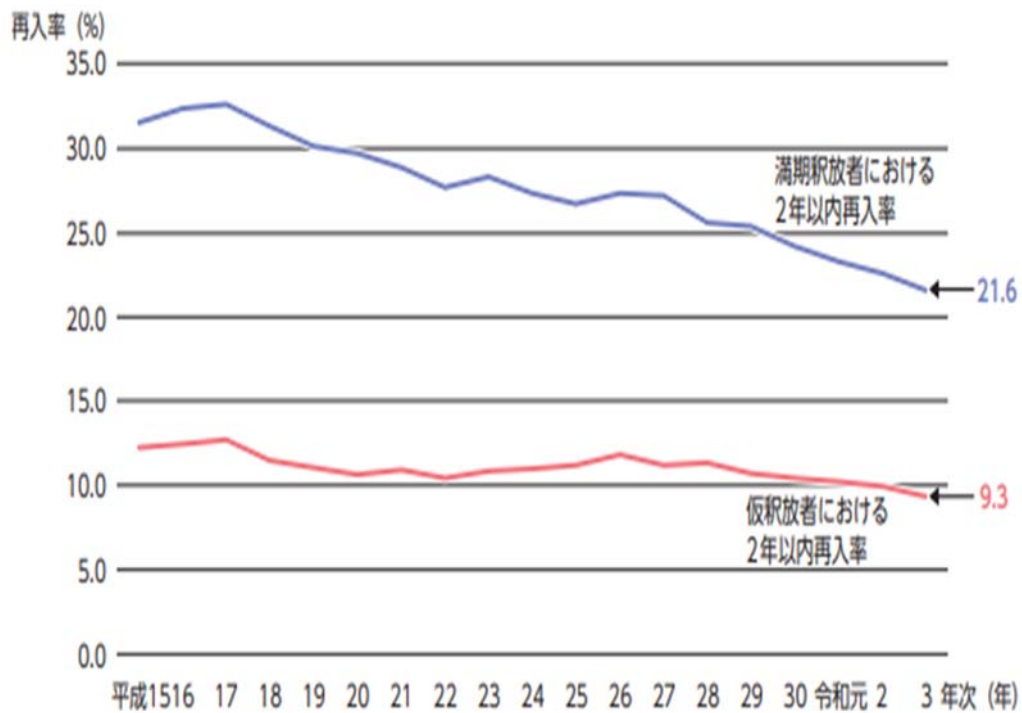
資料４－２ 出所受刑者の２年以内入所者数の推移（グラフ）



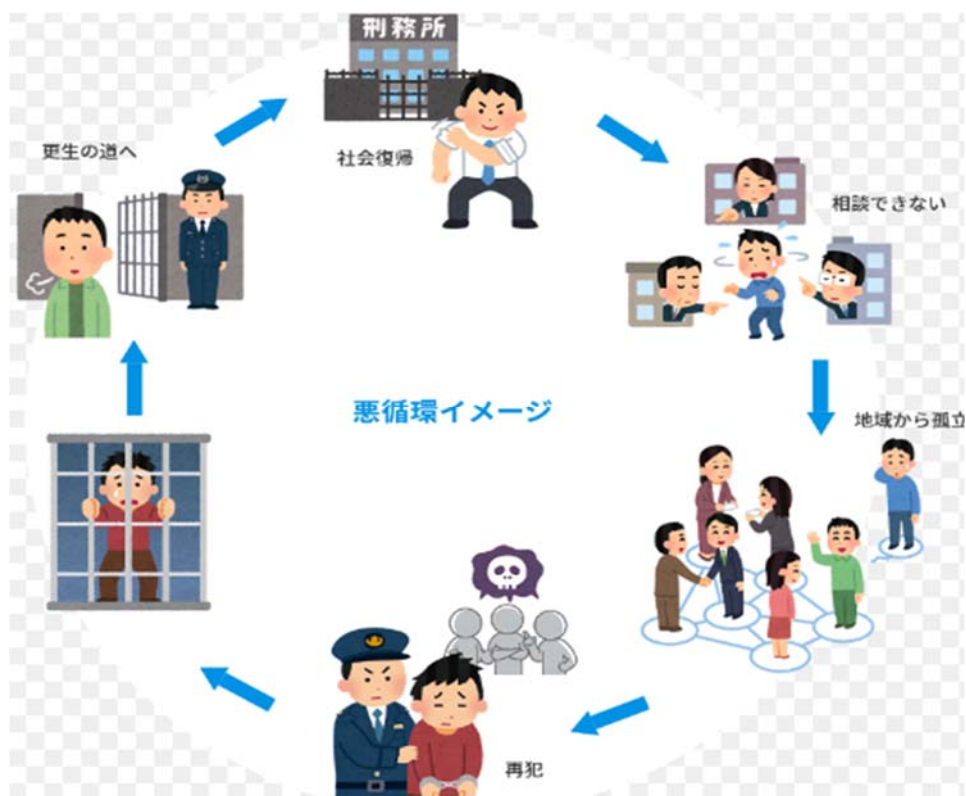
資料４－３ 出所受刑者の２年以内再入率の推移



資料４－４ 出所受刑者の２年以内再入率の推移（出所自由別）



資料５ 再犯の悪循環イメージ図



資料 6 少年院出院者の 2 年以内再入院率

特性別（少年）

（平成 29 年～令和 3 年）

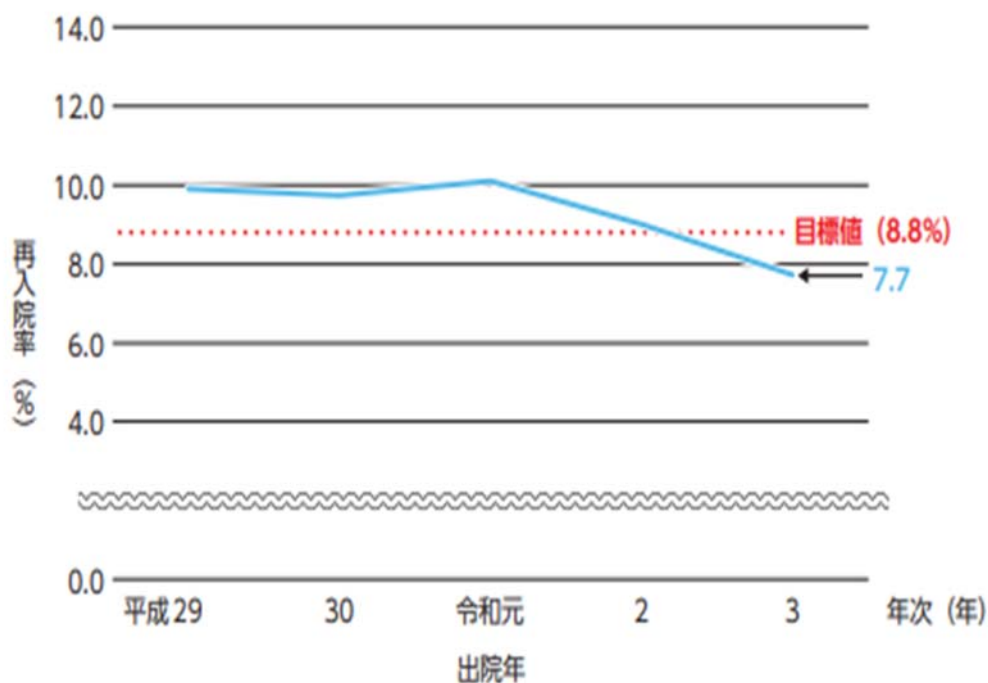
年 次 (出院年)	出院者数	2 年以内再入院者数
平成 29 年	2,475	245 (9.9)
30	2,156	210 (9.7)
令和元年	2,065	208 (10.1)
2	1,698	152 (9.0)
3	1,567	121 (7.7)

注 1 法務省調査による。

2 「2 年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を 1 年目として、2 年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。

3 () 内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

資料 6 - 1 少年院出院者の 2 年以内再入院率の推移（グラフ）



再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）概要

1 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等
犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等
犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすること及び非行少年であった者が非行少年となることを防ぐことを含む。）

3 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - （ア）再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - （イ）再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - （ウ）犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - （エ）矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】

（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする